（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二十三条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十七条から第二十七条まで　削除	**第十七条**　（血液由来特定研究用具の用途） 法第二十条の三第一項の厚生労働省令で定める用途は、試験とする。

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
第百四十六条第四項から第六項までの規定による書面の保存	第百四十六条第三項から第五項までの規定による書面の保存
（略）	（略）
第百四十九条の五第四項から第六項までの規定による書面の保存	第百四十九条の五第三項から第五項までの規定による書面の保存
（略）	（略）
第百五十八条の四第三項の規定による書面の保存	第百五十八条の四第二項の規定による書面の保存
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）	（略）
薬剤師法	薬剤師法
第二十六条の規定による処方せんへの記入	第二十六条の規定による処方せんへの記入
第二十八条第二項の規定による調剤録への記入	（新設）
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
（略）	（略）
第十四条第一項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	第十四条第一項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載
（略）	（略）
第百四十六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	第百四十六条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載
（略）	（略）
第百四十九条の五第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	第百四十九条の五第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載
（略）	（略）
（略）	（略）